

●駐車禁止場所とは

放置等禁止区域の範囲内において、川崎市港湾施設条例第7条に基づき、特に、標識等により自動車の駐車を禁止した区域を「駐車禁止場所」といいます。

駐車禁止場所に自動車を放置した場合（運転者が乗車しておらず、直ちに移動できない状態で駐車している場合等）は、その自動車は強制撤去の対象となり、また、自動車等の放置等をした者は、懲役又は罰金の刑罰を受けることがあります。

駐車禁止場所に指定した区域は、基幹的広域防災拠点である東扇島東公園の周辺道路です。同公園は、震災時等には、首都圏の救援・応急復旧等のための物資の集積・中継等を行う拠点として、直ちに機能させる必要がありますが、放置自動車はその障害になる可能性があります。

●駐車禁止場所



みんなでつくろうきれいな港

川崎港 「放置等禁止区域」

川崎港において、船舶（プレジャーボート等）や自動車の放置等（放置・投棄）の対策を講じるため、港湾法の規定に基づき、港湾区域・臨港地区等の一部を「放置等禁止区域」に指定しています。

放置等禁止区域内に放置艇・放置自動車等があった場合には、代執行による強制撤去の対象となります。また、これらの放置等をした者については、懲役又は罰金の刑に処されることがあります。



●指定の適用の日

平成20年10月1日から
（最新改定 令和7年4月1日）

●監督処分（港湾法第56条の4）

港湾管理者（川崎市）は、放置等禁止区域に指定物件（船舶・自動車等）の放置等があった場合は次の監督処分を行うことがあります。

- 1 撤去等の命令
- 2 代執行による撤去等
（売却又は廃棄の処分）

●罰則（港湾法第63条）

放置等禁止区域に関しては、次の罰則が適用されることがあります。

- 1 放置等禁止区域において指定物件の放置等をした者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 2 指定物件の撤去等を命じられた者について、その命令に違反した場合
50万円以下の罰金

連絡先

川崎市川崎区東扇島38-1（川崎マリエン4階）
川崎市港湾局川崎港管理センター

港湾管理課 電話 044-287-6024
港営課 電話 044-287-6028・6037

川崎市港湾局

●放置等禁止区域を指定する目的

港湾は、海上と陸上の交通の接点であり、物流のための荷役が常時行われる場所です。そのため、放置艇や放置自動車の存在は、港湾荷役や船舶航行・道路交通等の妨げになるなど、港湾機能に支障をもたらします。

放置等禁止区域の指定により、船舶・自動車等の放置等を禁止し、その抑止を図るとともに、放置艇・放置自動車等を必要に応じて撤去し、港湾機能の回復を図ることを主たる目的としています。

●「放置等」とは

「放置等」とは、「みだりに、捨て、又は放置すること」を言います。

●船舶の「放置」

港湾区域(水域)において、正当な権限又は社会通念上正当な理由に基づかず、所有者等が船舶を直ちに移動できないような状態で放っておくことで、次のような事例が該当します。

- 1 港湾管理者から利用許可を受けて利用すべき係留施設に、当該利用許可を受けず、又は当該利用許可の条件に違反して、船舶に係留しているとき。
- 2 本来係留することが想定されていない港湾施設(防波堤・護岸等)や、その他の施設(橋脚・ガードレール等)に船舶に係留しているとき。ただし、行政財産の目的外使用許可等を受けて係留している場合を除く。
- 3 港湾法上の水域占用許可又は係留施設等の建設・改良の許可を受けずに、違法に設置された係留施設(浮桟橋・係留杭・係船浮標等)に船舶に係留しているとき。
- 4 錨泊、台船への係留その他の方法により、指定された錨地等以外の本来船舶の停泊が予定されていない水域に船舶を停泊させているとき。

●自動車等の「放置」

臨港地区(陸域)において、正当な権限又は社会通念上正当な理由に基づかず、所有者等が自動車等を直ちに移動できないような状態で駐車等をしている場合で、次のような事例が該当します。

- 1 市長から利用許可を受けて利用すべき駐車施設その他の港湾施設に、当該利用許可を受けず、又は当該利用許可の条件に違反して、駐車をしているとき。
- 2 市長が標識等により自動車等の駐車を禁止した臨港道路等の港湾施設、港湾用地その他の場所(以下、これらを「港湾施設等」という。)に駐車をしているとき。
- 3 市長が、港湾施設等に駐車している自動車等について、港湾における交通や荷役を妨げ、周囲に危険を生じさせ、その他港湾機能に支障を現に生じさせていると認め、又は生じさせる可能性があるとして、当該自動車等の所有者等に対し期限を定めて移動を指示した場合(当該自動車等にその指示書を貼付した場合を含む。)であって、当該期限までに移動しなかったとき。

●放置等禁止区域の指定場所

1 水域部分(下図水色箇所)

- (1) 境運河、白石運河、田辺運河、南渡田運河、浅野運河、桜堀運河、入江崎運河、水江運河、夜光運河、千鳥運河、末広運河及び多摩運河並びにこれらの運河の内奥部の港湾区域
- (2) 東扇島及び千鳥町の公共埠頭の棧橋構造部等の区域
- (3) 公共の岸壁、物揚場、棧橋の前面30m及び公共の護岸の前面30m並びに防波堤の周囲30mの区域
- (4) 扇島水路、扇島水路南側150mの区域、東扇島小型船だまり、東扇島堀込部及び浮島2期地区(一部を除く。)

※(3)(4)は令和7年4月1日に追加指定

2 陸域部分(下図赤色箇所)

- (1) 東扇島及び千鳥町の区域(公共用地の区域に限る。ただし、自動車専用道路の部分を除く。)
- (2) 1の(1)の区域に隣接する港湾隣接地域(公共用地の区域に限る。)

※陸域部分の市道は、道路交通法による取締りの対象となります。

●放置等禁止区域に指定した場所(全体図)

